

不妊治療の通院に対する交通費助成要綱

（総則）

第1条 不妊治療の通院に対する交通費の助成（以下「交通費助成」という。）については、この要綱の定めるところによる。

（交通費助成の対象となる治療）

第2条 助成対象となる不妊治療は、不妊治療実施施設（生殖補助医療管理料または、精巣内精子採取術の届出医療機関）で行われた保険適用対象の体外受精及び顕微授精（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した治療（卵胞が発育しない等により卵子の採取に至らない場合を除く。）を含む。以下「生殖補助医療」という。）と男性不妊治療である。

（対象者）

第3条 交通費助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、生殖補助医療又は男性不妊治療を受けた者であって次に掲げる要件を備えているものとする。

- （1） 受診時点で婚姻の届出をしていること又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあること。
 - （2） 受診時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - （3） 住所地から最も近い不妊治療実施施設（生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関）まで概ね60分以上の移動時間を要すること。
この場合において、自家用車の場合は、道のり距離で30km以上又は予測時間が60分以上の移動を要すること。
- 2 前項に規定する「概ね60分以上の移動時間を要する」とは、対象者が選択した移動手段（鉄道、バス等の公共交通機関又は自家用車などの移動手段のうち、対象者が選択した移動手段とする。ただし、タクシー利用は除く。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね60分以上を要すると市長が認めるものとする。

（助成の内容）

第4条 交通費助成の額（以下「助成額」という。）は、対象者の住所地から最も近い不妊治療実施施設（生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関）までの移動に要した費用（往復分）について、次により算出した交通費を1年度当たり上限10回まで助成する。ただし、男性不妊治療については、1年度当たり上限5回まで助成する。

- (1) 鉄道、バス等の公共交通機関を利用した場合は、横須賀市旅費支給条例（令和8年横須賀市条例第13号）第4条の規定に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に100分の80を乗じて得た額を助成する。ただし、旅費の算出に当たっての定期券等の取扱いその他必要な事項は、市長が別に定めるところによる。
- (2) 自家用車を利用した場合は、職員の通勤手当に関する規則（昭和33年横須賀市規則第45号）第8条の2の規定に準じて算出した額に100分の80を乗じて得た額を助成する。

（助成の申請）

第5条 生殖補助医療または男性不妊治療の通院をした者は、不妊治療の通院に対する交通費助成事前調査票を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定により調査票の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、対象者に該当するか否かを通知するものとする。

3 前項の通知を受けた対象者は、交通費助成を受けようとするときは、生殖補助医療又は男性不妊治療の決定年月日の翌日から起算して60日後の日まで又は生殖補助医療が終了した日の翌日から起算して60日後の日までに、不妊治療の通院に対する交通費助成申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(1) 当該不妊治療実施施設の受診日の領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、不妊治療の通院に対する交通費助成決定通知書をもって通知するものとする。

（助成金の返還等）

第7条 市長は、申請者が、偽りその他不正の手段により交通費助成を受けたとき又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該交通費助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

（その他の事項）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局健康部長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。